第15節　合併に関する会計処理

第135～第139　［略］

第140　重要な後発事象等の注記

貸借対照表日後、監査報告書日までの間に合併が完了した場合又は貸借対照表日後、監査報告書日までの間に法第108条第１項各号又は法第112条第１項各号に掲げる事項が協議により定められた場合には、重要な後発事象として第137の⑴又は第139の⑴に準じて注記を行う。

また、当事業年度中に法第108条第１項各号又は法第112条第１項各号に掲げる事項が協議により定められたが、貸借対照表日までに合併が完了していない場合（ただし、重要な後発事象に該当する場合を除く。）についても、これらに準じて注記を行う。

第２章　公営企業型地方独立行政法人に適用される会計基準及び注解

第12　投資その他の資産

［１　略］

２　次に掲げる資産は、投資その他の資産に属するものとする。

⑴　投資有価証券。ただし、関係会社（「第107　連結の範囲」及び「第118　関連会社等に対する持分法の適用」において定める特定関連会社及び関連会社をいう。以下同じ。）の有価証券を除く。

［⑵・⑶　略］

⑷　長期貸付金。ただし、役員、職員又は関係法人（「第105　連結財務諸表の作成目的」において定める関係法人をいう。以下同じ。）に対する長期貸付金を除く。

［⑸～⑽　略］

第24　行政サービス実施コスト

次に掲げるコストは、行政サービス実施コストに属するものとする。

［⑴・⑵　略］

⑶　「第87　退職給付に係る会計処理」により、引当金を計上しないこととされた場合の退職給付増加見積額

⑷　［略］

⑸　［略］

⑹　［略］

第36　退職給付引当金の計上方法

１　退職給付引当金は、原則として、退職給付債務に未認識過去勤務費用及び未認識数理計算上の差異を加減した額を計上しなければならない。なお、連結貸借対照表においても同様である。（注33）

［２～５　略］

＜注33＞

移行型地方独立行政法人である公営企業型地方独立行政法人において、移行前に地方公営企業法施行規則等の一部を改正する省令（平成24年総務省令第６号）附則第５条に従い退職給付引当金を分割計上し、かつ、その分割計上が終了していない場合であって、移行

第15節　合併に関する会計処理

第134～第138　［同左］

第139　重要な後発事象等の注記

貸借対照表日後、監査報告書日までの間に合併が完了した場合又は貸借対照表日後、監査報告書日までの間に法第108条第１項各号又は法第112条第１項各号に掲げる事項が協議により定められた場合には、重要な後発事象として第136の⑴又は第138の⑴に準じて注記を行う。

また、当事業年度中に法第108条第１項各号又は法第112条第１項各号に掲げる事項が協議により定められたが、貸借対照表日までに合併が完了していない場合（ただし、重要な後発事象に該当する場合を除く。）についても、これらに準じて注記を行う。

第２章　公営企業型地方独立行政法人に適用される会計基準及び注解

第12　投資その他の資産

［１　同左］

２　次に掲げる資産は、投資その他の資産に属するものとする。

⑴　投資有価証券。ただし、関係会社（「第106　連結の範囲」及び「第117　関連会社等に対する持分法の適用」において定める特定関連会社及び関連会社をいう。以下同じ。）の有価証券を除く。

［⑵・⑶　同左］

⑷　長期貸付金。ただし、役員、職員又は関係法人（「第104　連結財務諸表の作成目的」において定める関係法人をいう。以下同じ。）に対する長期貸付金を除く。

［⑸～⑽　同左］

第24　行政サービス実施コスト

次に掲げるコストは、行政サービス実施コストに属するものとする。

［⑴・⑵　同左］

［新設］

⑶　［同左］

⑷　［同左］

⑸　［同左］

第36　退職給付引当金の計上方法

１　退職給付引当金は、原則として、退職給付債務に未認識過去勤務費用及び未認識数理計算上の差異を加減した額を計上しなければならない。なお、連結貸借対照表においても同様である。（注33）

［２～５　同左］

＜注33＞

移行型地方独立行政法人である公営企業型地方独立行政法人において、移行前に負債に計上していた退職給付引当金の額が上記の基準に従って計上すべき退職給付引当金の額を下回っている場合において、その差額のすべてを一時に処理することが経営成績に関する